

役員等の報酬並びに費用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、定款第6条・第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人本永福祉会（以下、「本会」という）の理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員に対する報酬支給に関して必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 本会の理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員の報酬については、勤務実態に応じて別表に定める支給基準により算定した額を支給することとし、理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員の地位にあることのみによっては支給しない。

(費用弁償)

第3条 理事・監事及び評議員、評議員選任解任委員には費用を弁償することができる。
2 会議の出席等のための旅費に対する費用弁償については、本会旅費規程に従い弁償する。

(公表)

第4条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表① 理事の報酬基準

理事1名の年度当たりの支給上限額 100,000円

内容	支給	金額
会議の出席等に係る日当	必要の都度	1日当たり 12,500円
※但し、職員としての報酬が支給されている場合を除く		

別表② 監事の報酬基準

監事1名の年度当たりの支給上限額 100,000円

内容	支給	金額
会議の出席等に係る日当	必要の都度	1日当たり 12,500円

別表③ 評議員の報酬基準

評議員1名の年度当たりの支給上限額 100,000円

内容	支給	金額
会議の出席等に係る日当	必要の都度	1日当たり 12,500円

別表④ 評議員選任解任委員の報酬基準

評議員選任解任委員1名の年度当たりの支給上限額 50,000円

内容	支給	金額
会議の出席等に係る日当	必要の都度	1日当たり 12,500円
※但し、職員としての報酬が支給されている場合を除く		